

副本

平成16年(行ウ)第68号 公金支出差止等請求事件

原 告 村越 啓雄 外50名

被 告 千葉県知事 外2名

準 備 書 面 (8)

平成18年9月22日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

被告千葉県知事外2名訴訟代理人

弁護士 伴 義聖

被告千葉県知事外2名指定代理人

岩崎 進

澁谷 勇一

被告千葉県知事指定代理人

鶴岡 誠

渡邊 勝

山崎 考一

田中 耕一

秋葉 有

鈴鹿 春姫

被告千葉県水道局長指定代理人

岩渕 敏弘

藤代 辰美

高野 幸宏 

被告千葉県企業庁長指定代理人

池立史 

山野勉 

武川裕二 

山國貴 

第1 水源地域対策特別措置法に基づく負担金について

1 ハッ場ダムに係る水源地域整備計画に基づく事業(以下「整備事業」という。)に要する費用の負担については、水源地域対策特別措置法12条に基づき、整備事業を実施する群馬県(同県吾妻郡長野原町及び吾妻町が実施する事業については両町を代表して群馬県)が、ハッ場ダムを利用して河川の流水を都市用水に利用することを予定している茨城県、埼玉県、千葉県、東京都及び群馬県と協議し、これら都県間で、平成8年2月22日付けで「利根川水系吾妻川ハッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書」(以下「水特協定書」という。)を締結し、都県別の受益者の負担割合について定めるとともに、同日付けで「利根川水系吾妻川ハッ場ダムに係る水源地域整備事業の実施及び負担金の取扱い等に関する覚書」(以下「水特覚書」という。)を締結し、整備事業の実施計画等の細目を定めている(乙54号証、乙55号証)。

この水特協定書で、千葉県の負担割合は、整備事業に要する経費のうち下流受益者が負担する経費約403億円の15.16パーセント(約61億円)とされ(水特協定書5条、6条)、その各年度の負担金については、当該年度に実施する整備事業に要する経費のうち、群馬県費、長野原町費及び吾妻町費の合計額の82.01パーセントに15.16パーセント(千葉県の負担割合)を乗じた額とされている(水特覚書2条)。

2 また、水特協定書は、水源地域対策特別措置法施行令8条の規定により、千葉県が千葉県内の各利水者(地方公営企業たる千葉県水道局及び千葉県企業庁並びに一部事務組合である北千葉広域水道企業団及び印旛郡市広域市町村圏事務組合)を代表して関係都県と締結したものなので、同協定書とは別に、千葉県と群馬県との間で平成8年3月29日付けで「利根川水系吾妻川ハッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書に伴う覚書」(以下「受益者覚書」という。乙56号証)を締結し、水特協定書で「千葉県」とあるのを「千葉県水道局、北千葉広域水道企業団、印旛郡市広域市町村圏事

務組合及び千葉県企業庁」と読み替えるとともに（受益者覚書1項）、千葉県水道局、北千葉広域水道企業団、印旛郡市広域町村圏事務組合及び千葉県企業庁の利水者負担率について定めている（同覚書2項）。

この受益者覚書で、千葉県水道局の負担率は、水特協定書における千葉県の利水者全体の負担割合の0.4583、千葉県企業庁の負担率は、同0.0972（その余は北千葉広域水道企業団等の一部事務組合の負担率）とされてい

る。

さらに、千葉県は、千葉県内の各利水者との間で平成8年3月29日付けて「利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書に伴う千葉県負担金の利水者負担に関する覚書」（以下「利水者覚書」という。乙57号証）を締結し、整備事業の負担金を県内各利水者が負担する旨定めるとともに（利水者覚書1条）、各利水者が群馬県の請求により利水者負担金をそれぞれ支払う旨定めている（同覚書3条）。

3 整備事業の負担金は、上記した水特協定書等に基づくものであるが、その具体的な支出については、以下のとおりである。

(1) 千葉県水道局長による負担金の支出（平成15年9月11日～平成16年9月10日）

群馬県と千葉県は、水特覚書（乙55号証）1条2項により、平成14年8月1日に翌平成15年度の整備事業の下流受益者負担額について協議を行い、この協議によって同年度の整備事業の事業費及び負担金の内容は、事業費を47億2044万2000円、千葉県の負担額を2億4881万1000円（うち千葉県水道局の負担額1億1403万81円）とされた（乙126号証、乙127号証）。

その後、水特覚書1条1項による平成15年度の事業実施協議により、事業費33億4691万4500円、千葉県負担額1億8922万9000円（うち千葉県水道局の負担額8672万3651円）に変更され（平成15年5月29日）、さらに、豪業費31億6937万8931円、千葉県負担

額1億6054万6000円（うち千葉県水道局の負担額は7357万8232円）に再度変更された（同年12月5日）（乙128号証ないし乙135号証）。

そして、平成15年9月10日に千葉県水道局に対する群馬県からの具体的な整備事業負担金の請求があり（請求額3468万9000円、乙140号証）、さらに、平成16年1月13日に群馬県から2回目の整備事業負担金の請求があったが（請求額3888万9232円、乙142号証）、この整備事業負担金の納入は、平成15年9月10日と平成16年1月13日付けの群馬県発行の納入通知書により群馬県へ納付することとされ（乙141号証、乙143号証）、千葉県水道局長の所管する水道事業会計（特別会計）から平成15年9月30日に3468万9000円、平成16年1月30日に3888万9232円がそれぞれ支出（公金の支出）されている。

上記のとおり、千葉県水道局長は、群馬県の請求によって、直接、具体的な整備事業負担金の支出の義務を負うものであり、同局長に裁量の余地はない。

なお、上記期間には、平成16年度分の負担金の支出の該当はない。

（2）千葉県企業庁長による負担金の支出（平成15年9月11日～平成16年9月10日）

群馬県と千葉県は、水特覚書1条2項により、平成14年8月1日に翌平成15年度の整備事業の下流受益者負担額について協議を行い、この協議によって同年度の整備事業の事業費及び負担金の内容は、事業費を47億2044万2000円、千葉県の負担額を2億4881万1000円（うち千葉県企業庁の負担額2418万4429円）とされた（乙126号証、乙127号証）。

その後、水特覚書1条1項による平成15年度の事業実施協議により、事業費33億4691万4500円、千葉県の負担額1億8922万9000円（うち千葉県企業庁の負担額1839万3059円）に変更され（平成1

5年5月29日)、さらに、事業費31億6937万8931円、千葉県の負担額1億6054万6000円(うち千葉県企業庁の負担額1560万5071円)に再度変更された(同年12月5日)(乙128号証ないし乙35号証)。

そして、平成15年9月10日に千葉県企業庁に対する群馬県からの具体的な整備事業負担金の請求があり(請求額735万7000円、乙208号証)、さらに、平成16年1月13日に群馬県から2回目の整備事業負担金の請求があったが(請求額824万8071円、乙210号証)、この整備事業負担金の納入は、平成15年9月10日と平成16年1月13日付けの群馬県発行の納入通知書により群馬県へ納付することとされ(乙209号証、乙211号証)、千葉県企業庁長の所管する工業用水道事業会計(特別会計)から平成15年9月30日に735万7000円、平成16年1月30日に824万8071円がそれぞれ支出(公金の支出)されている。

上記のとおり、千葉県企業庁長は、群馬県の請求によって、直接、具体的な整備事業負担金の支出の義務を負うものであり、同庁長に裁量の余地はない。

なお、上記期間には、平成16年度分の負担金の支出の該当はない。

第2 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に関する負担金について

1 ハッ場ダム建設に伴う財団法人利根川・荒川水源地域対策基金(以下「利根川荒川基金」という。)の行う事業(以下「基金事業」という。)に対する受益地域の関係地方公共団体の負担については、平成2年8月1日付けで「利根川水系ハッ場ダム建設事業に伴う財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業に要する経費の負担についての協定書」(以下「基金協定書」という。乙62号証)が群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都及び利根川荒川基金の間で締結され、関係地方公共団体の負担割合について定められているが、千葉県の負担割合は15.79パーセントとされている(同協定書1条)。

2 また、基金協定書は千葉県が千葉県内の各利水者（千葉県水道局、千葉県企業庁、北千葉広域水道企業団及び印旛郡市広域市町村圏事務組合）を代表して関係都県と締結したものなので、同協定書とは別に、千葉県と千葉県内の各利水者との間で平成2年1月1日付けで「利根川水系ハッ場ダム建設事業に伴う利根川・荒川水源地域対策基金に係る千葉県負担額の利水者負担に関する覚書」（以下「基金受益者覚書」という。乙63号証）を締結し、千葉県水道局、北千葉広域水道企業団、印旛郡市広域市町村圏事務組合及び千葉県企業庁が基金協定書の千葉県負担金を利根川荒川基金に対して支払うこと並びに各利水者の負担割合について定めている（同覚書1条ないし3条）。

この覚書で、千葉県水道局の負担割合は、157.9分の72.4、千葉県企業庁の負担割合は157.9分の15.3とされている。

さらに、利根川荒川基金と関係都県との間で、年度ごとに「ハッ場ダム細目協定書」（以下「細目協定書」という。）が締結され、ハッ場ダム建設に伴う基金事業の規模と負担金額について定められるとともに（平成15年度につき乙64号証の1、平成16年度につき乙64号証の2）、千葉県と利根川荒川基金との間では、「ハッ場ダム細目協定に伴う覚書」（以下「細目協定覚書」という。）が締結され、基金事業の負担金を各利水者が負担する旨定められている（平成15年度につき乙65号証の1、平成16年度につき乙65号証の2）。

3 基金事業の負担金は、上記した基金協定書等に基づくものであるが、その具体的な支出については、以下のとおりである。

(1) 千葉県水道局長による負担金の支出（平成15年9月11日～平成16年9月10日）

ア 平成15年度における基金事業負担金の支出については、利根川荒川基金は、「財団法人利根川・荒川水源地域対策基金業務方法書」（以下「業務方法書」という。乙60号証の1）10条に基づき、平成14年9月26日に翌平成15年度のハッ場ダムの基金負担金見込み額（事業費2億1890万

円、千葉県負担額3456万4310円、うち千葉県水道局負担額1584万8360円)について千葉県に対して通知を行ったうえ(乙146号証の1、2)、業務方法書11条に基づき、平成15年4月25日に平成15年度基金負担金等について千葉県に対して通知した(乙147号証の1)。なお、千葉県水道局には同年6月3日に同局の負担額を通知している(乙147号証の2)。

また、利根川荒川基金は、同年5月2日に、基金協定書(乙62号証)3条に基づき、関係都県との間で平成15年度の細目協定書(事業費2億1890万円、千葉県負担額3456万4310円)を締結するとともに(乙64号証の1)、千葉県との間で、同日付で平成15年度の細目協定覚書を締結した。この覚書では、千葉県が負担する平成15年度の基金負担金については千葉県水道局等の各利水者が負担する旨定められ、千葉県水道局の負担額は1584万8360円とされた(乙65号証の1)。

その後、利根川荒川基金から平成15年11月28日に平成15年度の基金負担金の精算見込額が示され(事業費の精算見込額1億6822万5000円、うち千葉県水道局負担額の精算見込額1217万9490円。乙148号証)、平成16年3月15日に上記細目協定書4条に基づき千葉県に対して事業実績報告がなされ(乙149号証の1、2)、また、同年3月17日には同細目協定書6条に基づき千葉県水道局に対して負担額の精算が通知されたが(乙150号証の1)、その負担額の精算通知では、事業費は1億6804万9700円、千葉県水道局負担額は1216万6798円とされ、千葉県水道局の負担済みの額1217万9490円(上記精算見込額と同額)は1万2692円の支出超過となったので、この超過支出額1万2692円は利根川荒川基金から千葉県水道局に戻入されることとなった。

そして、上記細目協定書3条に基づき利根川荒川基金から千葉県水道局に対し、平成15年度前期分として、平成15年6月23日に具体的な基金事業の負担金の請求があり(請求額633万9000円。乙156号証)、さ

らに、同年度後期分として、同年11月28日に請求があつたが（請求額584万490円。乙158号証）、これらの負担金の支出は、利根川荒川基金が発行する請求書により行われ、利根川荒川基金の口座に振り込むこととされており（乙157号証。乙159号証）、千葉県水道局長の所管する水道事業会計（特別会計）から、平成15年7月18日に633万9000円、同年12月19日に584万490円がそれぞれ支出（公金の支出）されている。

イ 平成16年度における基金事業負担金の支出についても、平成15年度と同様の手続を経た上（被告らの準備書面（3）の第3・2・(3)・ア（31頁18行目から32頁16行目まで）に述べたとおりである。）、平成16年度前期分として、平成16年6月25日に千葉県水道局に対し請求があり（請求額1058万912円、乙160号証）、さらに、同年度後期分として、同年12月1日に請求があつたが（請求額1407万4981円。乙162号証）、これらの負担金の支出は、利根川荒川基金が発行する請求書により行われ、利根川荒川基金の口座に振り込むこととされており（乙161号証、乙163号証）、千葉県水道局長の所管する水道事業会計（特別会計）から平成16年7月16日に1058万912円、同年12月17日に1407万4981円がそれぞれ支出（公金の支出）されている。

ウ 上記のとおり、千葉県水道局長は、利根川荒川基金の請求によって、直接、具体的な基金事業負担金の支出の義務を負うものであり、同局長に裁量の余地はない。

(2) 千葉県企業庁長による負担金の支出（平成15年年度、平成16年度）

ア 平成15年度における基金事業負担金の支出については、利根川荒川基金は、基金業務方法書（乙60号証の1）10条に基づき、平成14年9月26日に翌平成15年度の八ッ場ダムの基金負担金見込み額（事業費2億1890万円、千葉県負担額3456万4310円、うち千葉県企業庁負担額334万9170円）について千葉県に対して通知を行ったうえ（乙146号

証の1、3)、業務方法書11条に基づき、平成15年4月25日に平成15年度基金負担金等について千葉県に対して通知した(乙147号証の1)。なお、千葉県企業庁には同年6月3日に同庁の負担額を通知している(乙147号証の3)。

また、利根川荒川基金は、同年5月2日に、基金協定書(乙62号証)3条に基づき関係都県との間で平成15年度の細目協定書(事業費2億1890万円、千葉県負担額3456万4310円)を締結するとともに(乙64号証の1)、千葉県との間で、同日付けで、平成15年度の細目協定覚書を締結した。この覚書では、千葉県が負担する平成15年度の基金負担金については千葉県水道局等の各利水者が負担する旨定められ、千葉県企業庁の負担額は334万9170円とされた(乙65号証の1)。

その後、利根川荒川基金から平成15年11月28日に平成15年度の基金負担金の精算見込額が示され(事業費の精算見込額1億6822万5000円、うち千葉県企業庁負担額の精算見込額257万3843円。乙148号証)、平成16年3月15日に上記細目協定書4条に基づき千葉県に対して事業実績報告がなされ(乙149号証の1、3)、また、同年3月17日には同細目協定書6条に基づき千葉県企業庁に対して負担額の精算が通知されたが(乙150号証の2)、その負担額の精算通知では、事業費の額は1億6804万9700円、千葉県企業庁の負担額は257万1160円とされ、千葉県企業庁の負担済みの額257万3843円(上記精算見込額と同額)は2683円の支出超過となったので、この超過支出額2683円は利根川荒川基金から千葉県企業庁に戻入されることとなった。

そして、上記細目協定書3条に基づき利根川荒川基金から千葉県企業庁に対し、平成15年度前期分として、平成15年6月23日に具体的な基金事業負担金の請求があり(請求額134万円。乙214号証)、さらに、同年度後期分として、同年11月28日に請求があったが(請求額123万3843円。乙216号証)、これらの負担金の支出は、利根川荒川基金が発行

する請求書により行われ、利根川荒川基金の口座に振り込むこととされており（乙215号証、乙217号証）、千葉県企業庁長の所管する工業用水道事業会計（特別会計）から、平成15年7月18日に134万円、同年12月19日に123万3843円がそれぞれ支出（公金の支出）されている。

イ 平成16年度における基金事業負担金の支出についても、平成15年度と同様の手続を経た上（被告らの準備書面（3）の第3・3・(3)・ア）（42頁2行目から43頁1行目まで）に述べたとおりである。）、平成16年度前期分として、平成16年6月25日に請求があり（請求額223万6022円。乙218号証）、さらに、同年度後期分として、同年12月1日に請求があったが（請求額297万4408円。乙220号証）、これらの負担金の支出は、利根川荒川基金が発行する請求書により行われ、利根川荒川基金の口座に振り込むこととされており（乙219号証、乙221号証）、千葉県企業庁長の所管する工業用水道事業会計（特別会計）から、平成16年7月15日に223万6022円、同年12月15日に297万4408円がそれぞれ支出（公金の支出）されている。

ウ 上記のとおり、千葉県企業庁長は、利根川荒川基金の請求によって、直接、具体的な基金事業負担金の支出の義務を負うものであり、同局長に裁量の余地はない。

以上